

2024年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃から住民のいのちと暮らしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。  
愛知自治体キャラバンは、2024年で45年目を迎えます。この間、子ども医療費無料制度、介護保険の住宅改修・福祉用具受領委任払い、障害者控除の認定書発行、国保料の減免制度の拡充、任意予防接種助成、妊産婦健診事業などの諸施策が実施・拡充されました。多大なご尽力をいただき感謝いたします。

しかしながら、コロナ禍で打撃を受けた住民の暮らしや生業は、異常な物価高と円安に加え、各種支援の打ち切りや貸付の返済等により負担が増えています。加えて、国保・介護・後期高齢者の保険料大幅引き上げ、後期高齢者の医療費負担の2倍化や介護保険利用料の見直しと給付の縮小、年金実質給付額が12年間で7.8%下がるなど国民の負担が深刻になっています。

また、介護保険の「訪問介護」の報酬引き下げは、訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなどもあり、関係者からは緊急に再改定を求める声が強まっています。さらに、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場での混乱や負担も大変です。

ついでには、国の制度縮小と国民負担増の影響や自治体からのご要望についても率直な意見交換を期待しております。そして、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先にし、地域住民のいのちと暮らしを守る制度の改善のために以下の陳情項目の実施をお願いいたします。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

<回答>

現在行っている市独自施策については、標準システムへの搭載可否や代替策について、引き続きシステム事業者と調整してまいります。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

<回答>

行政手続のデジタル化は、住民サービスの向上や効率的な行政運営のため、今後ますます

ます加速すると思われませんが、デジタル化により取り残される人が出ないように同時に対策を講じてまいります。

## 【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 安心できる介護保障

#### ★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

<回答>

給付費が年々増大していく中であって、津島市では、第9期の3年間に介護給付費準備基金から4億 896 万 2,000 円を取崩し投入することで、9期保険料基準額を 5,800 円に抑えております。

また、所得段階につきましても、国はこれまでの9段階(8期)から 13 段階(9期)へ所得段階を増やしましたが、津島市では第7期から既に国を上回る 17 段階の多段階を採用しており、個々の負担能力に応じた設定となっております。加えて、第1段階から第3段階の保険料は、低所得者保険料軽減措置によって一層の軽減がされております。

介護保険は皆で支え合う受益者負担の原則にたった相互扶助制度であることから、負担能力が低いという理由で第1段階者及び第2段階者のみを一律免除することはできません。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

<回答>

津島市では、前年の合計所得金額が 210 万円(市保険料所得段階9段階・国7段階に相当)以下の方の現年合計所得金額が前年の2分の1以下に減少すると認められる場合は申請により納期未到来保険料の2分の1を減免しております。高所得層の一時的な収入減少も想定されるため、前年所得等の要件変更については現在考えておりません。

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

<回答>

第1段階から第3段階の保険料は、既に低所得者保険料軽減措置によって軽減しております。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

<回答>

利用料については、負担限度額認定や社会福祉法人による利用者負担額の軽減を行っております。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

<回答>

施設入所時の食費、居住費については、国の制度に従い、一定の基準を満たす低所得者に対して負担限度額認定申請証を発行しております。津島市単独での補助は現在考えておりません。

## (2)介護保険サービス

★①介護報酬引き下げ、物価高騰により苦境に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援をしてください。

<回答>

介護報酬は、国において3年ごとに物価の変動や社会情勢により決定されておりますので、国の動向を注視してまいります。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

<回答>

総合事業を利用する方が必要なサービスを受けることができるよう努めてまいります。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

<回答>

福祉用具貸与にあたっては、利用者の身体状況等に対し適時・適切な用具の提供となるよう、また、限られた財源の中で持続的な制度運営が行えるよう、適正化に努めてまいります。

## ★(3)基盤整備

①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

<回答>

地域の実情に合わせた介護サービスを提供するための検討を行ってまいります。

②要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

<回答>

特例入所については、施設の入所検討委員会での状況を踏まえ、適用を検討してまいります。

## ★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

<回答>

介護従事者の処遇改善に関する施策については、状況を見ながら検討してまいります。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

<回答>

国の動向を注視していきたいと考えております。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

<回答>

国の動向を注視していきたいと考えております。

## (5) 高齢者福祉施策の充実

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

<回答>

加齢性難聴者に対する補聴器購入費の助成及び検診については、状況を見ながら検討してまいります。

- ②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。その他、介護予防にかかる地域支援事業に自治体として必要な事業費を確保してください。

<回答>

サロンについては、市の委託事業として市内各所で実施しております。

- ③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。

<回答>

令和5年1月から、高齢者の方、障がい者の方、妊産婦の方の通院や買い物などの日常的な外出を支援するために「津島おでかけタクシー」を実施しております。

## (6) 認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

<回答>

国・県の動向を注視し、適切に対応してまいります。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

<回答>

令和5年度から全額市の負担で開始しております。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

<回答>

状況を見ながら検討してまいります。

## ★(7) 障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を障害者控除の対象としてください。

<回答>

要介護1以上の認定者については、障害者控除対象者認定書を発行しております。

- ②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

<回答>

要介護1以上の認定者については、障害者控除対象者認定書を申請なしで個別送付しております。

## 2. 国保の改善

### ★(1) 保険料(税)の引き下げ

① 保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

<回答>

社会保障制度を維持していくためには負担能力に応じた公平な負担が必要であると考えており、税率等については、国民健康保険運営協議会において適切に対応してまいります。

② 前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

<回答>

国民健康保険を持続可能なものにしていくためには負担能力に応じた公平な負担が必要であると考えておりますが、税率等については、国民健康保険事業基金などを活用して、適切に対応してまいります。

### ★(2) 保険料(税)の減免制度

① 低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

<回答>

減免については既に津島市独自に低所得者減免を実施しております。

② 18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

<回答>

子どもの均等割の減免については、国が制度化し、全国統一的に実施されるべきものであると考えております。

③ 収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

<回答>

総所得金額等が前年の3分の2以下に減少する方に対して、所得割額の50%減免(前年中の所得が250万円以下)、所得割額の30%減免(前年中の所得が250万円超500万円以下)を行っており、県内において減免基準が比較的高い状況です。

### ★(3) 保険料(税)滞納者への対応

① 保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置を行わないでください。

<回答>

医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置としては、保険証を発行せず、資格確認証を発行する制度が存在しますが、津島市において資格確認証の発行対象者は現状存在しません。

② 保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

<回答>

法令を遵守して実施してまいります。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

<回答>

法令を遵守して実施してまいります。

#### **(4) 傷病手当金・出産手当金**

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

<回答>

国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

#### **(5) 一部負担金の減免制度**

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

<回答>

一部負担金の減免制度は、国の基準に沿って運用しております。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

<回答>

一部負担金の減免制度の周知については、ホームページや広報にて全戸を対象に実施しております。

#### **(6) 高額療養費の申請手続を簡素化**

①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

<回答>

令和4年1月以降は、滞納者及び公費による受診を除く全世帯を対象に高額療養費の支給申請手続の簡素化を実施しております。

#### **★(7) 資格確認書の発行**

①保険証の新規発行を停止する2024年12月2日以降も、国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書は自動的に発行してください。

<回答>

資格確認書は、国の方針に基づき、対象者へは自動的に発行する予定となっております。

### **3. 生活保護・生活困窮者支援**

#### **(1) 生活保護制度**

★①生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

<回答>

生活保護申請意思のある方には、即日申請書を受理しております。生活保護については、市ホームページへの掲載及び生活支援相談窓口での制度説明を実施しております。

- ★②相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

<回答>

相談内容により他法他施策活用を案内し、または、生活保護申請意思を確認のうえ申請書をお渡しし受理しております。また、実施責任については生活保護法に基づき適正に実施しております。

- ★③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

<回答>

生活保護申請者から扶養親族との関係性等を聞き取りのうえ、可能な範囲で扶養義務調査を行っております。

- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

<回答>

現在案内している無料低額宿泊所は全室個室であり、引き続き入居者へ居宅確保支援を行ってまいります。

- ⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

<回答>

生活保護開始時の世帯確認の際、エアコンの有無を把握し生活保護での支給について案内しております。夏季手当については、国の動向に注視してまいります。

- ⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

<回答>

生活保護申請者から車が必要な事情を聞き取り、その事情を鑑みて会議にて車の使用の可否を組織的に検討しております。

- ★⑦ケースワーカーの担当世帯数は国の標準を上回ることはないようにしてください。ケースワーカーや面接相談員は、有資格の正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

<回答>

有資格者で窓口対応しており、専門職の採用及びケースワーカーの配置人数については人事部局へ要請してまいります。ケースワーカーの外部委託予定はありません。

- ⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

<回答>

社会情勢の変化など複雑・多様化する市民のニーズに対応するため、計画的な採用と、

適材適所の配置を人事部局へ要望してまいります。

## (2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

<回答>

自立相談支援事業は委託しておりますが、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道等の関係機関と連携しております。

②相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。

<回答>

相談員については有資格者の方で対応しております。更なる質の向上を図るため専門的な研修が積極的に受けられるように愛知県等と連携して支援を行ってまいります。

③低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業を創設・拡充してください。

<回答>

国の動向に注視してまいります。

## 4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

<回答>

子ども医療については、令和4年10月診療分から所得制限を廃止し、18歳年度末までのすべての子どもに対し、入院・通院とも窓口負担を完全に無料化しております。

精神障がい者医療については、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の方へは全疾病の入院・通院分について、また、自立支援医療の対象者の方へは精神通院分について助成をしております。

後期高齢者福祉医療については、県制度に加え、自立支援医療の対象者の方へ、精神通院分について助成をしております。

また、障がい者医療及び母子・父子家庭医療については、県と同様の制度で助成しております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

<回答>

子ども医療については、令和4年10月診療分から所得制限を廃止し、18歳年度末までのすべての子どもに対し、入院・通院とも窓口負担を完全に無料化しております。

入院時食事療養の標準負担額の助成については、国・県の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

<回答>

自立支援医療の対象者の方へは、精神通院分について助成をしております。



④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

<回答>

後期高齢者福祉医療については、主たる生計維持者が住民税非課税の方でねたきりの方及び認知症の状態にある方を対象に窓口負担を無料としております。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

<回答>

妊産婦医療助成については、現在のところ創設予定はありません。国・県の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

## 5. 子育て支援

### (1)子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

<回答>

「居場所づくり」「こども食堂」の取り組みについては、活動しているNPOへの国・県等からの情報の提供、市民への周知活動などを行い、市の関係各課で引き続き支援してまいります。

また、天王中学校、藤浪中学校、神守中学校にて、大学生のボランティア等による学習支援(地域未来塾)を行っております。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、必要な体制を整えてください。

<回答>

令和6年4月にこども家庭センターを開設し、妊娠期から子育て期までのすべての相談に応じ、民間団体を含む関係機関と連携しながら適切な支援につなげます。

### (2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

<回答>①②③共通

就学援助制度について、支給基準は平成25年8月生活扶助基準見直し前の生活保護基準の1.3倍へ令和6年度より拡大いたしました。

また、支給内容につきましても校外活動費(宿泊無、宿泊有)を令和6年度より拡充しております。

年度途中での申請については、引き続き実施するとともに、市のホームページ・広報などで、制度の周知を行ってまいります。

### ★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

<回答>

国の物価高騰対策における地方創生臨時交付金を活用し、令和5年7月より令和7年3

月まで、給食費無償化を実施しております。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

<回答>

令和6年4月分から保護者の経済的負担軽減を図るため、保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する園児の副食費を半額補助しております。

#### ★(4)保育施策の抜本的拡充

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は自治体独自にさらなる改善を図ってください。幼児だけでなく、0・1・2歳児についても自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。

<回答>

保育士配置基準については、国の基準である3歳児15対1、4・5歳児についてはチーム保育加算等による25対1以上の配置を行っております。乳幼児についても配置基準の遵守を公私間の格差なく実施してまいります。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。待機児童や保留児童(隠れ待機児童)がいる場合の対策は認可保育所の整備・増設によって行ってください。

<回答>

民間保育所等の基準を示す意味からも公立施設は重要な役割があり継続の方向で考えておりますが、今後公立施設への国からの支援の拡充が必要であると考えております。認可保育所等の整備については、緊急性の高い整備について計画的に支援しております。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

<回答>

保育施設等への保育所運営等に関する指導監査については、県が実施主体として、市職員立会いのもと、実地にて行われております。県の監査を行う職員については、保育士の有資格者ではないと思いますが、監査を専門に行っているため保育業務にも精通しております。

保育料無償化の対象となる認可外保育施設は市内にはございません。

④育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

<回答>

育児休業の取得を理由とした保育施設の退園は実施しておりません。

#### 6. 障害者・児施策

★①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

<回答>

近隣市町村の動向を注視してまいります。

②障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

<回答>

国・県・近隣市町村の動向を注視してまいります。

★③暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援などの十分な人員を確保できるよう、基本報酬を大幅に増額してください。

<回答>

支援が必要な方が、その方の状況に応じた障がい福祉サービスを利用できるよう、必要な障がい福祉サービスの提供を行ってまいります。また、移動支援の基本報酬については、近隣市町村の動向を注視してまいります。

④障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

<回答>

国の基準に従い、住民税非課税世帯の利用料無償化を実施しております。課税世帯に対する無料化及び障がい福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件については、国の動向を注視してまいります。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

<回答>

介護保険では対応できない部分について、障がい福祉サービスを提供しております。引き続き、国・県の動向を注視してまいります。

## 7. 予防接種

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

<回答>

おたふくかぜワクチンについては、令和5年度より助成回数を2回とし実施しております。また、带状疱疹ワクチンについては、1回に限り一部助成を実施しております。インフルエンザ、麻しんの任意接種について自己負担無料の助成制度は、他市町村の状況を見ながら検討してまいります。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

<回答>

一部負担の引き下げについては、他市町村の状況を見ながら検討してまいります。  
任意予防接種については、令和4年4月1日より開始しております。

2回目の接種の任意予防接種事業の対象とすることについては、他市町村の状況を見ながら検討してまいります。

## 8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

<回答>

令和5年度より、助成対象回数を2回に拡充いたしました。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

<回答>

妊産婦歯科健診については、指定歯科医療機関にて無料実施しております。

③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

<回答>

平成 29 年度に歯科衛生士の常勤職員が採用され、令和4年度に会計年度職員の配置がされましたが退職されました。

今後複数配置となるよう、今後検討してまいります。

## 9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

<回答>

地域医療構想に基づき地域で協議した結果、病床の見直しを行い急性期病床を増床いたしました。また、2025年に持つべき病床数を、352床と決めました。

②自治体病院の感染症予防計画における医療提供体制を充実してください。

<回答>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県と医療措置協定を締結し、新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築いたしました。

③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

<回答>

院内託児所の設置、多様な雇用形態などにより子育て世代の雇用確保対策を行っております。

④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

<回答>

保健師等スタッフの配置については、今後検討してまいります。

⑤避難所のバリアフリーを進めるとともに、障害の程度、介護ニーズなどに応じた個別対応やプライバシーの確保ができるようにしてください。また、福祉避難所の設置を進めてく

ださい。

<回答>

避難所のバリアフリーについては、各施設の施設管理者と連携し適切な空間の確保に努めてまいります。避難者のプライバシーについては、当市では1,200張余ある避難用屋内テントを設置することで、世帯ごとのプライバシーを確保する計画としております。また、この屋内用テントにヘルプマークカード等を掲げていただくことで、介護などが必要な方のニーズを把握してまいります。

福祉避難所については、民間事業所等との災害協定に基づき、現在16か所の施設を確保しております。

### **【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。**

#### **1. 国に対する意見書**

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

<回答>

社会情勢や国の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

<回答>

マクロ経済スライドは、年金制度の長期的な給付と負担の均衡を保ち、将来の受給者の年金水準を確保するために行っており、国庫負担金も恒久的に2分の1になっております。また、支給開始年齢の先延ばし等の年金制度については、社会情勢や国の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

<回答>

国の動向を注視していきたいと考えております。

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

<回答>

国の動向を注視していきたいと考えております。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

<回答>

社会情勢や国の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

⑥小中学校の給食費を無償にしてください。

<回答>

国、県へ要望してまいります。

⑦障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

<回答>

国・県の動向を注視してまいります。

⑧医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

<回答>

社会情勢や国・県・他市町村の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

## 2. 愛知県に対する意見書

(1)子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

<回答>

県の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

<回答>

県の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えております。

(3)学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

<回答>

国、県へ要望してまいります。

(4)地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

<回答>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県と医療措置協定を締結し、新たに6床の確保病床を届出いたしました。新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築しております。

(5)地域医療介護総合確保基金について

①地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。

<回答>

県の動向を注視していきたいと考えております。

②基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

<回答>

県の動向を注視していきたいと考えております。

以上